

株 主 各 位

## 第84期 定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

1. 事業報告の「業務の適正を確保するための体制等の整備  
      についての決議の内容の概要」…………… 1頁
2. 連結計算書類の「連結注記表」…………… 5頁
3. 計算書類の「個別注記表」…………… 16頁

法令ならびに当社定款の規定に基づき、上記の事項につきましては、インターネット上の当社ホームページ (<http://www.yamamura.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆様提供しております。なお、上記の事項は監査役および会計監査人が監査報告書を作成するに際して、事業報告、連結計算書類および計算書類の一部として合わせて監査を受けております。

日本山村硝子株式会社

## 1. 事業報告の「業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要」

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会決議した事項は、次のとおりであります。

### 1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、取締役会において定める経営の基本方針及び業務執行方針の大綱並びに職務分掌に基づき、業務執行を行う。

「取締役会規則」に取締役が取締役に報告すべき事項を定めるほか、「企業活動に関する基本指針・行動基準」に取締役のコンプライアンス順守のためにとるべき行動規範を定める。内部統制担当役員は、「企業活動に関する基本指針・行動基準」の周知徹底及び順守を担当する。

監査役は取締役会、経営会議等の重要な会議に出席するほか、重要な決裁書類・資料の閲覧、各部門・事業所や子会社の調査を実施し、取締役の職務執行を監査する。

社内通報制度である目安箱制度を設け、取締役の法令または定款に違反する行為を発見した者は「目安箱に関する規程」に基づき通報することができるとともに、通報した者はそのことにより不利益を被ることがないことを保証されている。

### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令・社内規程等に従い、取締役の職務執行に係る情報を安全かつ検索可能性が高い状態で文書または電磁的媒体に記録、保存、管理する。また、取締役、監査役および内部監査部門が、随時閲覧できる体制をとっている。なお、記録、保存、管理する主な情報は、以下の通りとする。

- ・株主総会議事録
- ・取締役会議事録
- ・経営会議議事録
- ・稟議書
- ・会計帳簿、計算書類および事業報告ならびにこれらの附属明細書

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

全社的、組織横断的なリスクの監視及び対応は、コーポレート本部管掌役員が行い、各部門の業務執行に係るリスクについては、担当部門長が行う。また、経営に対し重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、経営会議で定める管理責任者が、当該リスク管理の進捗状況を適宜経営会議に報告するほか、必要と認められる場合は取締役会に報告する。

C S R推進室は、各部門と連携し、各部門の日常的なリスク管理状況の監査を実施する。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び当社グループ経営にかかわる重要事項は、取締役会（原則、月1回開催）または社長によって任命された取締役及び執行役員等により構成される経営会議（原則、月2回開催）において執行の意思決定を行う。

取締役会の決議を要する重要事項は「取締役会規則」に具体的に定める。また、「稟議規程」に、各部門の権限の範囲を明確に定め、適正な組織運営を図る。

各取締役は、取締役会及び経営会議に、定期的に担当部門の業務執行状況を報告する。また、中期経営計画で定める経営目標の実現のため、毎年担当部門の経営計画を作成し、その執行状況は、各担当部門の責任者より役付取締役が、四半期報告会において報告を受ける。

### 5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

社長は、原則、毎年1回開催する管理者大会において、コンプライアンスに関する基本方針を発表する。

コンプライアンス体制の基礎として「企業活動に関する基本指針・行動基準」を定める。内部統制担当役員は、グループ全社の業務執行が法令及び定款に適合していることを監視し、必要な場合には、諸施策を策定し、実施する。

反社会的勢力または団体に対しては、「企業活動に関する基本指針」に基づき、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。

社内通報制度である目安箱制度を設け、法令及び定款に違反する行為を発見した者は「目安箱に関する規程」に基づき通報することができる。通報した者は、そのことにより不利益を被ることがないことを保証されている。

グループ全社の業務執行が法令及び定款に適合していることを保証するため、執行部門から独立した組織であるCSR推進室監査グループによる内部監査を定期的を実施する。

監査役は当社の法令順守体制及び社内通報制度の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるなど、必要な措置を適時に講じる。

#### 6. 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「企業活動に関する基本指針・行動基準」は、企業集団で共有する。

コーポレート本部管掌役員は、「重要事実についてのグループ会社の報告義務」に基づき、グループ全体の業務の適正に対して重要な影響を与える事象について報告を受け、併せて取締役会に報告する。

グループ社長会を定期的（年8回）に開催し、当社グループの重要な経営方針について認識の共有を図る。

監査役は、その職務分担に従い、グループ社長会に出席するほか、分担して子会社に対する会計監査人監査に立会う。また、監査役及び子会社監査役は定期的（原則、半期毎）に監査役連絡会議を開催し、情報交換を行う。

#### 7. 財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制

当社及び当社グループの財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定める。

#### 8. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会より要望があった場合、取締役会の決議により、監査役の職務を補助すべき使用人を任命する。

当該使用人は、原則として専任とし、監査役の指揮命令下において業務を執行する。また当該使用人の人選については監査役の意見を尊重して行う。

#### 9. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号の補助すべき使用人を置いた場合、当該使用人の人事考課及び人事異動については監査役会の同意を得て行う。

#### 10. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会に出席し取締役の業務執行状況についての報告を聴取する。また、その職務分担に従い、経営会議、カンパニー執行役員会等重要な会議に出席し、取締役及び使用人の業務執行状況を把握するとともに、適宜、取締役及び使用人との情報交換、意見交換を行う。

社長は、監査役会と定期的（原則、半期毎）に懇談会を開催し、情報交換並びに意見交換を行う。

「目安箱に関する規程」に社内通報制度を定め、CSR推進室長は定期的（原則、四半期毎）に監査役の出席する取締役会にその運用状況を報告し、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。

#### 11. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役が業務執行に係る重要な会議に出席するほか、定期的に主要事業所を巡回し、各組織階層での業務執行の監査の実効性を確保できるよう、取締役は部門長及び担当者に監査の重要性を認識させる。

監査役は、CSR推進室監査グループと連絡会議を定期的（原則、半期毎）に開催するほか、連携して業務監査を行う。また、会計監査人と随時、意見交換を行い、連携して会計監査及び業務監査を行う。

## 2. 連結計算書類の「連結注記表」

### 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 5社

山村倉庫㈱、星硝㈱、山村フォトニクス㈱、㈱山村製場所、  
展誠（蘇州）塑料製品有限公司

当連結会計年度より、非連結子会社であった展誠（蘇州）塑料製品有限公司は重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

主要な非連結子会社の名称等

日硝精機㈱、山村ウタマ・インドプラス

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結子会社数 0社

持分法適用の関連会社数 3社

サンミゲル山村アジア・コーポレーション、サンミゲル山村パッケージング・コーポレーション、サンミゲル山村パッケージング・インターナショナル

持分法を適用していない非連結子会社および関連会社のうち主要な会社の名称等

日硝精機㈱、山村ウタマ・インドプラス

持分法非適用会社は、それぞれ連結純損益および連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法適用の範囲から除いております。

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、展誠（蘇州）塑料製品有限公司の決算日は12月31日です。連結計算書類の作成にあたっては、同社の決算日の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

他の連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

#### 4. 会計処理基準に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券	その他有価証券 時価のあるもの	連結決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
	時価のないもの	移動平均法による原価法
デリバティブ取引により生じる正味の債権	(及び債務)	時価法
たな卸資産	製品、商品、仕掛品	主として総平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
	原材料、貯蔵品	主として先入先出法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産	定率法
(リース資産を除く)	ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法を採用しております。 なお、耐用年数は法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
無形固定資産	定額法
(リース資産を除く)	なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
リース資産	リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。
少額減価償却資産	3年均等償却 取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

##### (3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
役員賞与引当金	役員の賞与支給に備えるため、当連結会計年度における支給見込額を計上しております。

- |         |  |
|---------|--|
| 退職給付引当金 | 従業員への退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。 |
| 特別修繕引当金 | 周期的に行う硝子溶解窯の修理に備えるため、その見積額を次回修理までの期間に按分して計上しております。   |
- (4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準  
在外関連会社の資産および負債は、決算時の為替相場により円貨に換算し、損益は期中平均為替相場により円貨に換算しております。なお、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。
- (5) 重要なヘッジ会計の方法
- |              |  |
|--------------|--|
| ①ヘッジ会計の方法    | 主に繰延ヘッジ処理を採用しております。ただし、適用要件を満たす場合、金利スワップの特例処理、為替予約等の振当処理を採用しております。 |
| ②ヘッジ手段とヘッジ対象 | スワップ・オプション・為替予約等を手段として、契約時に存在する債権債務等または実現可能性の高い予定取引のみを対象としております。   |
| ③ヘッジ方針       | 内部規程においてヘッジの手段と対象を定め、金利・為替・価格変動リスクをヘッジする方針です。                      |
| ④ヘッジ有効性評価の方法 | 取引対象と手段の相関関係を検討する事前テストのほか、必要に応じて事後テストを行っております。                     |
| ⑤その他         | リスク管理方法として、取引基準金額、取引相手先の信用リスクに対する基準を定めております。                       |
- (6) のれんの償却方法及び償却期間  
のれん相当額の償却については、発生原因に応じて、20年以内の一定の年数で均等償却することとしております。
- (7) その他連結計算書類作成のための重要な事項  
消費税等の会計処理 税抜方式によっております。



## 会計方針の変更に関する注記

(減価償却方法の変更)

当社および国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当連結会計年度の営業利益は35百万円、経常利益および税金等調整前当期純利益は36百万円増加しております。

## 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産および担保に係る債務  
担保に供している資産  
有形固定資産 11,709百万円  
担保に係る債務  
短期借入金 300百万円  
長期借入金（1年内返済分を含む） 4,550百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額 104,721百万円  
(リース資産に係る減価償却累計額を含む)
3. 期末日満期手形の処理  
期末日は金融機関の休日ですが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。  
期末日満期手形は次のとおりです。  
受取手形 634百万円  
支払手形（流動負債その他の設備関係支払手形を含む） 30百万円
4. 有形固定資産の取得価額から控除している国庫補助金等による圧縮記帳累計額 195百万円  
(うち、当連結会計年度実施額 6百万円)

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の総数 普通株式 111,452千株
2. 剰余金の配当に関する事項
- (1) 配当金支払額
- 平成24年6月22日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。
- |           |            |
|-----------|------------|
| 株式の種類     | 普通株式       |
| 配当金の総額    | 262百万円     |
| 1株当たりの配当額 | 2円50銭      |
| 基準日       | 平成24年3月31日 |
| 効力発生日     | 平成24年6月25日 |
- 平成24年11月5日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。
- |           |            |
|-----------|------------|
| 株式の種類     | 普通株式       |
| 配当金の総額    | 262百万円     |
| 1株当たりの配当額 | 2円50銭      |
| 基準日       | 平成24年9月30日 |
| 効力発生日     | 平成24年12月5日 |
- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
- 平成25年6月25日開催予定の定時株主総会において、次の議案を付議する予定です。
- |           |            |
|-----------|------------|
| 株式の種類     | 普通株式       |
| 配当金の総額    | 315百万円     |
| 配当の原資     | 利益剰余金      |
| 1株当たりの配当額 | 3円00銭      |
| 基準日       | 平成25年3月31日 |
| 効力発生日     | 平成25年6月26日 |

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループ（当社および連結子会社）は、資金運用については短期的な預金等の安全性の高い金融資産に限定し、資金調達については銀行借入や社債発行、新株の発行等によるものとしております。デリバティブは、契約時に存在する債権債務等または実現可能性の高い予定取引のみを対象としております。

#### (2) 金融商品内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形および売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理業務として、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制を敷いております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、経理担当部門が定期的に時価を把握しております。

長期貸付金については、貸付先である関係会社や取引先企業等の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、貸付先の信用状況を定期的に把握する体制を敷いております。

営業債務である支払手形および買掛金は、そのほとんどが1年内の支払期日です。

変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものの一部については、金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。ヘッジ会計の方法については、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記」の「4. (5)」をご参照ください。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従い行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が適時に資金繰り計画を作成する等の方法により管理しております。

#### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注）2、（注）3を参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額※	時価※	差額
(1) 現金及び預金	8,807	8,807	-
(2) 受取手形及び売掛金	19,484	19,484	-
(3) 投資有価証券	3,262	3,262	-
その他有価証券	3,262	3,262	-
(4) 支払手形及び買掛金	(7,134)	(7,134)	-
(5) 短期借入金	(5,261)	(5,261)	-
(6) 社債	(1,000)	(1,010)	10
(7) 長期借入金	(14,980)	(15,128)	148
(8) デリバティブ取引	0	0	-

※負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

### （注）1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

#### (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (3) 投資有価証券

有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりです。

（単位：百万円）

	種類	取得原価	連結貸借対照表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,816	2,894	1,077
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	466	368	△98
合計		2,283	3,262	979

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また短期借入金には、1年以内に決済される予定の長期借入金を含めております。

(6) 社債、(7) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による一部の長期借入金は金利スワップの特例処理の対象としており、その時価については当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られた利率で割り引いて算定する方法によっております。

(8) デリバティブ取引

① ヘッジ会計が適用されていないもの：デリバティブ取引ごとの連結決算日における契約額または契約において定められた元本相当額等は、次のとおりです。

(単位：百万円)

デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
		うち	1年超		
為替予約取引	短期貸付金	55	—	0	取引先金融機関等から提示された価格によっている。

※ 上記の為替予約取引は、子会社への貸付に伴う連結会社間取引をヘッジ対象として個別計算書類上はヘッジ会計が適用されておりますが、連結計算書類上は当該連結会社間取引が消去されるため、ヘッジ会計が適用されておられません。

② ヘッジ会計が適用されているもの : ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額または契約において定められた元本相当額等は、次のとおりです。

(単位: 百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定 受取変動	長期借入金	10,050	9,050	※	
為替予約等の振当処理	為替予約取引	仕入債	104	—	0	取引先金融機関等から提示された価格によって

※ 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価を含めて記載しております。

- (注) 2. 投資有価証券のうち、非上場株式236百万円は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。
- (注) 3. 関係会社株式、関係会社出資金については、全て市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

## 1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	509円20銭
2. 1株当たり当期純利益	1円99銭

## その他の注記

### 1. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

#### (1) 当該資産除去債務の概要

除去することを決定した硝子溶解窯について「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により除去する義務を有した耐火煉瓦の廃棄処理費用を資産除去債務として計上しております。

#### (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

当社グループにおける耐火煉瓦廃棄処理費用の過去実績額等に基づき算定しております。

#### (3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	－百万円
見積りの変更に伴う増加額 (※)	97百万円
期末残高	97百万円

※除去することを決定し合理的な見積りが可能となったため、新たに認識した資産除去債務です。

## 2. 減損損失に関する注記

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場 所	用 途	種 類	減 損 損 失
兵 庫 県 尼 崎 市	粉 末 ガ ラ ス 製 造 設 備 等	建物及び構築物	57百万円
		機 械 装 置 及 び 運 搬 具	256百万円
		工 具 、 器 具 及 び 備 品	6百万円
大 阪 府 高 槻 市	ガ ラ ス び ん 生 産 設 備	機 械 装 置 及 び 運 搬 具	135百万円

当社グループは、事業用資産については事業部門の区分により、賃貸・遊休資産については物件ごとに区分し、資産のグルーピングを行っております。

兵庫県尼崎市の粉末ガラス製造設備等は需要が減少し稼働率が著しく低下した資産について、大阪府高槻市のガラスびん生産設備は工場閉鎖後に使用見込みがない資産について、それぞれ帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

なお、兵庫県尼崎市の粉末ガラス製造設備等の回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュフローがマイナスであることから備忘価額の1円としております。また、大阪府高槻市のガラスびん生産設備の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、他への転用や売却が困難であることから備忘価額の1円としております。

(備考) 当連結注記表に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。



### 3. 計算書類の「個別注記表」

#### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

##### 1. 資産の評価基準及び評価方法

###### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

###### (2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

###### (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品、商品、仕掛品

総平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

原材料、貯蔵品

先入先出法による原価法

（一部原材料(カレット)については総平均法。貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

##### 2. 固定資産の減価償却の方法

###### (1) 有形固定資産

定率法

（リース資産を除く）

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

なお、耐用年数は法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

###### (2) 無形固定資産

定額法

（リース資産を除く）

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

###### (3) リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

###### (4) 少額減価償却資産

3年均等償却

取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

### 3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- (3) 役員賞与引当金 役員の賞与支給に備えるため、当事業年度における支給見込額を計上しております。
- (4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。
- (5) 特別修繕引当金 周期的に行う硝子溶解窯の修理に備えるため、その見積額を次回の修理までの期間に按分して計上しております。

### 4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

#### (1) ヘッジ会計の方法

##### ① ヘッジ会計の方法

主に繰延ヘッジ処理を採用しております。ただし、適用要件を満たす場合、金利スワップの特例処理、為替予約等の振当処理を採用しております。

##### ② ヘッジ手段とヘッジ対象

スワップ・オプション・為替予約等を手段として、契約時に存在する債権債務等または実現可能性の高い予定取引のみを対象としております。

##### ③ ヘッジ方針

当社の内部規程においてヘッジの手段と対象を定め、金利・為替・価格変動リスクをヘッジする方針です。

##### ④ ヘッジ有効性評価の方法

取引対象と手段の相関関係を検討する事前テストのほか、必要に応じて事後テストを行っております。

##### ⑤ その他

リスク管理方法として、取引基準金額、取引相手先の信用リスクに対する基準を定めております。

- (2) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

## 会計方針の変更に関する注記

(減価償却方法の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の営業損失は34百万円、経常損失は36百万円減少し、税引前当期純利益は36百万円増加しております。

## 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産および担保に係る債務  
担保に供している資産  
有形固定資産 11,709百万円  
担保に係る債務  
短期借入金 300百万円  
長期借入金（1年内返済分を含む） 4,550百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額 96,266百万円  
（リース資産に係る減価償却累計額を含む）
3. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務  
短期金銭債権 2,588百万円  
長期金銭債権 252百万円  
短期金銭債務 1,779百万円
4. 保証債務  
山村フォトニクス㈱のファクタリング債務に対する保証 360百万円
5. 期末日満期手形の処理  
期末日は金融機関の休日ですが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。  
期末日満期手形は次のとおりです。  
受取手形 496百万円
6. 有形固定資産の取得価額から控除している国庫補助金等による圧縮記帳累計額 176百万円  
（うち、当事業年度実施額 6百万円）

7. 退職一時金制度および規約型確定給付企業年金制度に基づく退職給付引当金の期末残高（年金資産のうち、退職給付信託に係る退職給付引当金に相当する金額を含む）は、以下のとおりです。

	退職一時金	規約型確定給付企業年金	合計
①退職給付引当金（年金資産控除前）	2,253百万円	1,541百万円	3,795百万円
②退職給付信託の年金資産	—	1,895百万円	1,895百万円
③退職給付引当金（純額）（①－②）	2,253百万円	△353百万円	1,900百万円

（注）③の規約型確定給付企業年金△353百万円については、投資その他の資産の「その他」に含まれております。

## 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 4,320百万円

売上原価 5,243百万円

販売費及び一般管理費 6,836百万円

営業取引以外の取引高 472百万円

## 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の数 普通株式 6,441千株

## 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金 1,393百万円

特別修繕引当金 679百万円

その他 1,023百万円

繰延税金資産小計 3,096百万円

評価性引当額 △671百万円

繰延税金資産合計 2,425百万円

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金 △425百万円

その他 △256百万円

繰延税金負債合計 △681百万円

繰延税金資産の純額 1,743百万円

## リースにより使用する固定資産に関する注記

1. ファイナンス・リース取引	
リース資産総額の重要性が乏しいため、注記を省略しております。	
2. オペレーティング・リース取引	
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料	
1年以内	24百万円
1年超	24百万円
<hr/>	<hr/>
合計	49百万円

## 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	463円92銭
2. 1株当たり当期純損失	3円32銭

## その他の注記

### 1. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

#### (1) 当該資産除去債務の概要

除去することを決定した硝子溶解窯について「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により除去する義務を有した耐火煉瓦の廃棄処理費用を資産除去債務として計上しております。

#### (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

当社における耐火煉瓦廃棄処理費用の過去実績額等に基づき算定しております。

#### (3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	－百万円
見積りの変更に伴う増加額 (※)	97百万円
期末残高	<hr/> 97百万円

※除去することを決定し合理的な見積りが可能となったため、新たに認識した資産除去債務です。

## 2. 減損損失に関する注記

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場 所	用 途	種 類	減 損 損 失
兵 庫 県 尼 崎 市	粉 末 ガ ラ ス 製 造 設 備 等	建 物	52百万円
		構 築 物	4百万円
		機 械 及 び 装 置	256百万円
		車 両 運 搬 具	0百万円
		工 具 、 器 具 及 び 備 品	6百万円
大 阪 府 高 槻 市	ガ ラ ス び ん 生 産 設 備	機 械 及 び 装 置	135百万円

当社は、事業用資産については事業部門の区分により、賃貸・遊休資産については物件ごとに区分し、資産のグルーピングを行っております。

兵庫県尼崎市の粉末ガラス製造設備等は需要が減少し稼働率が著しく低下した資産について、大阪府高槻市のガラスびん生産設備は工場閉鎖後に使用見込みがない資産について、それぞれ帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

なお、兵庫県尼崎市の粉末ガラス製造設備等の回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュフローがマイナスであることから備忘価額の1円としております。また、大阪府高槻市のガラスびん生産設備の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、他への転用や売却が困難であることから備忘価額の1円としております。

(備考) 当個別注記表に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。